

介護保険制度の福祉用具等における 現状と課題

1. 介護保険制度の福祉用具給付について

福祉用具等の概要

- 福祉用具の給付に当たっては、利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供するため、貸与を原則としている。一方、貸与になじまない性質のもの（他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの）は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。
- 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとしている。福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検（メンテナンス）を行う。また、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（福祉用具の貸与のモニタリング）を行う。
- 福祉用具貸与に関する給付は居宅介護サービス費の一つとして給付されており、ケアマネジャー等によって給付額が管理された上で、要介護者等に対する支援についても、生活状況全般のことはケアマネジャー、福祉用具に関することは福祉用具専門相談員が中心となって行う等、連携して実施されている。一方、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費については、居宅介護支援（介護予防支援）の対象外（※）となっている。

（※）他の介護保険サービスを受けている（既にケアプランが作成されている）場合は、特定福祉用具販売もケアプランに位置付けることとしている。

1. 介護保険制度の福祉用具給付について

介護保険法第8条における定義

1 2 この法律において「福祉用具貸与」とは、居宅要介護者について福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。次項並びに次条第十項及び第十一項において同じ。）のうち厚生労働大臣が定める（※2）ものの政令（※4）で定めるところにより行われる貸与をいう。

1 3 この法律において「特定福祉用具販売」とは、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定める（※3）もの（以下「特定福祉用具」という。）の政令（※4）で定めるところにより行われる販売をいう。

（※1）第8条の2では介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売について同様に定められている。

（※2）平成11年厚生省告示第93号「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」

（※3）平成11年厚生省告示第94号「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」

（※4）介護保険法施行令第4条「福祉用具の貸与の方法等」として、福祉用具専門相談員等に関する規定。

2. 介護保険制度の福祉用具等における現状 (1) 審議会等における論議

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（抜粋）

令和2年12月18日社会保障審議会介護給付費分科会

Ⅲ （福祉用具の安全な利用の促進）

福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、市町村等においてどのような内容の情報が収集されているのか実態把握を行うとともに、関係省庁及び関係団体と連携しつつ、事故が起きる原因等の分析や情報提供の方法等について、Ⅱ 6 ①（介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化）アの取組を踏まえながら、更なる効果的な取組について、今後検討していくべきある。また、福祉用具専門相談員の更なる質の向上の観点から、福祉用具の事故防止に資する情報を基に、福祉用具専門相談員の指定講習カリキュラム等の必要な見直しを検討していくべきである。

Ⅲ （福祉用具貸与・販売種目の在り方）

介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目について、利用実態を把握しながら、現行制度の貸与原則の在り方や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、どのような対応が考えられるのか、今後検討していくべきである。

2. 介護保険制度の福祉用具等における現状

(1) 審議会等における論議

財政制度等審議会（令和2年11月2日）における指摘

令和3年度介護報酬改定：各論⑤（福祉用具貸与の在り方の見直し）

- 福祉用具貸与について、貸与に係る給付費に加え、毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントにも給付費がかかることから、購入する場合に比して多額の費用を要している。
- また、予算執行調査において、福祉用具貸与のみを内容とするケアプランが約6%を占め、その内容として歩行補助杖等廉価な品目が約7割を占めていることが確認されている。
- そこで、歩行補助杖などの廉価な福祉用具については、保険給付による貸与から販売に変えることで毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントの費用を不要とすることが考えられる（なお、要介護認定を更新する際や、利用者が地域包括支援センター等に相談する際など、必要に応じて状態を把握・評価すること等が考えられる）。
- 具体的には、軽度者も使うことを想定し、要介護度に関係なく給付対象となっている品目（歩行補助杖、歩行器、手すり等）について、貸与ではなく販売とすべき。販売後に保守点検があるとしても、販売業者がその費用を明確化させた上で、販売に伴う付帯サービスとして位置付けて販売時に評価することとしてはどうか。

（注）日本と同様に、福祉用具の貸与・販売の仕組みがある韓国では、歩行補助杖・歩行器・手すりは、貸与でなく「販売」としている。

（例）歩行補助つえを3年間使用する場合（1割負担の者）

販売価格：約1万円 レンタル価格：約1,500円／月

購入する場合

自己負担：約10,000円

自己負担：約5,400円
（約150円×36月）

福祉用具貸与

貸与に係る給付費：約48,600円
（約1,350円×36月）

ケアプラン作成等のケアマネジメントに係る給付費：
約360,000円（約10,000円×36月）

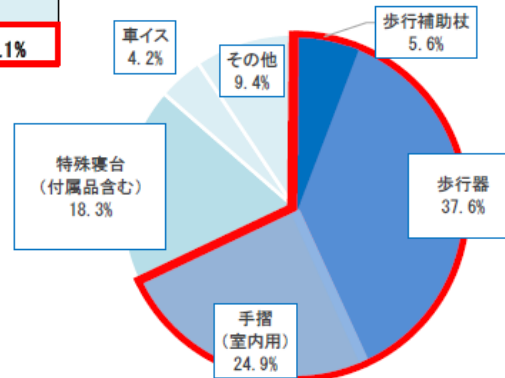
総額：約414,000円

購入する場合と比べて約40万円以上の費用を要している

◆ 福祉用具貸与のみのケアプランについて

- ケアプランの内容を調査した2020年度予算執行調査によれば、福祉用具貸与のみを内容とするケアプランは全体の6.1%を占めている。
- このうち、1年間同じケアプランにおける具体的な品目の内訳は、歩行補助杖・歩行器・手すり等の廉価な品目が約7割を占める。

| 総計 | 福祉用具貸与のみのケアプラン |
|--------|-----------------|
| 12,603 | 772 6.1% |



2. 介護保険制度の福祉用具等における現状

(1) 審議会等における論議

令和3年度予算の編成等に関する建議

令和2年11月25日財政制度等審議会（抄）

1. 社会保障

(2) 介護

①令和3年度（2021年度）介護報酬改定

オ) 福祉用具貸与の在り方の見直し

福祉用具貸与について、貸与に係る給付費に加え、毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントにも給付費がかかることから、購入する場合に比して多額の費用を要している⁵²。また、予算執行調査において、福祉用具貸与のみを内容とするケアプランが約6%を占め、その内容として歩行補助杖等廉価な品目が約7割を占めていることが確認されている。

そこで、歩行補助杖などの廉価な福祉用具については、保険給付による貸与から販売に変えることで毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントの費用を不要とすることが考えられる（なお、要介護認定を更新する際や、利用者が地域包括支援センター等に相談する際など、必要に応じて状態を把握・評価すること等が考えられる）。具体的には、軽度者も使うことを想定し、要介護度に関係なく給付対象となっている廉価な品目（歩行補助杖、歩行器、手すり等）について、貸与ではなく販売とすべきである。販売となったとしても、購入者の自己負担は購入費用の原則1割となるとともに、販売後に保守点検があるとしても、販売業者がその費用を明確化させた上で、販売に伴う付帯サービスとして位置付けて販売時に評価することが考えられる⁵³。借りるより買う方が安いのに、借りる方が選ばれるという非常識が横行してはならない。このような適正化は、介護保険制度の支え手にとって、総費用・保険料負担の抑制につながるものである。〔資料Ⅱ－1－49 参照〕

⁵² 例えば、歩行補助杖を3年間使用する場合に、購入価格が1万円、レンタル価格が1,500円である場合には、購入する場合は自己負担1万円であるが、福祉用具貸与を利用してレンタルを行った場合、自己負担5,400円（150円×36ヵ月）、貸与に係る給付費48,600円（1,350円×36ヵ月）に加え、ケアプラン作成等のケアマネジメントに係る給付費として360,000円（10,000円×36ヵ月）がかかることとなり、購入する場合と比して約40万円以上の費用を要することとなる。

⁵³ 日本と同様に、福祉用具の貸与・販売の仕組みがある韓国では、歩行補助杖・歩行器・手すりは、貸与でなく「販売」としている。

2. 介護保険制度の福祉用具等における現状

(1) 審議会等における論議

第192回介護給付費分科会（令和2年11月9日）における議論

主な意見

- 福祉用具は貸与を原則としているが、販売とする場合、適時・適切な福祉用具を利用できる仕組みを妨げる上に、利用者の負担増にもつながるため、現行の仕組みのままでよい。
- 歩行補助つえの貸与は半年未満の利用となっている。福祉用具については適時適切な選定が重要であり、販売への移行は利用者の負担増にもなりかねないため反対である。
- 貸与から販売への移行については、利用者負担の増加、他の介護サービスへの影響、利用者の身体機能の悪化などが懸念され、慎重な検討が必要である。
- 福祉用具貸与の歩行補助つえや歩行器等は、フレイル予防に資するものであり、またケアマネジャーのモニタリングは利用者の状態を定期的を確認しながら重篤化を防いでいる点で重要である。販売に移行することで利用者の重篤化を招くことになるのではないかと懸念する。
- 福祉用具を貸与から販売に移行するにあたり、安全性の確保や適時・適切な利用は重要な観点である。利用者の負担増や不必要な購入が想定される懸念や、ケアマネジメントもできなくなることなどを踏まえて、慎重な検討が必要であり、仮に検討するのであれば、購入の上限額とセットで検討すべき。
- 福祉用具貸与は、利用者の状態に応じて適時・適切に利用されることは前提であるが、歩行補助つえ以外の利用実態も見ながら、販売への移行など必要な見直しを検討すべきではないか。
- 種目によっては、購入した方が合理性があることも考えられる。購入の選択肢についても検討に入れてはどうか。

2. 介護保険制度の福祉用具等における現状

(1) 審議会等における論議

財政制度等審議会（令和3年4月15日）における指摘

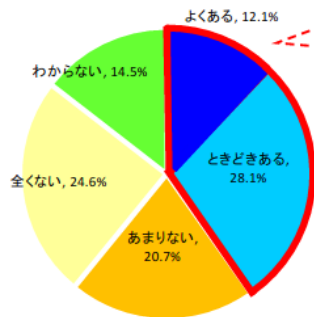
ケアマネジメントのあり方の見直し

- 制度創設時、ケアプラン作成は「高齢者の自立を支援し、適切なサービスを確保するため、…そのニーズを適切に把握したうえで、ケアプランを作成し、実際のサービス利用につなぐもの」とされた（「高齢者介護保険制度の創設について」（1996））。また、介護保険サービスの利用にあたっては一定の利用者負担を求めているが、**居宅介護支援（ケアマネジメント）については、要介護者等が積極的にサービスを利用できるようにする観点から、利用者負担をとらないこととされた。**
しかしながら、介護保険制度創設から約20年が経ち、サービス利用が定着し、他のサービスでは利用者負担があることも踏まえれば、**利用者負担を導入することが自然。**
- また、ケアマネ（居宅介護支援）事業所の約9割が他の介護サービス事業所に併設しており、「法人・上司からの圧力により、自法人のサービス利用を求められた」という経験を見聞きしたケアマネジャーが約4割いるなど、サービス提供に**公正中立性の問題が存在。**更に、ケアマネジャーは、インフォーマルサービスだけでなく、介護保険サービスをケアプランに入れなければ報酬を受け取れないため、「**介護報酬算定のため、必要のない福祉用具貸与等によりプランを作成した**」ケアマネジャーが一定数いることが確認されている。
利用者負担を導入し、利用者が自己負担を通じてケアプランに関心を持つ仕組みとすることにより、**ケアマネジャーのサービスのチェックと質の向上にも資する。**
- また、福祉用具の貸与のみを行うケースについては報酬の引下げを行う等、**サービスの内容に応じた報酬体系とすることも必要。**

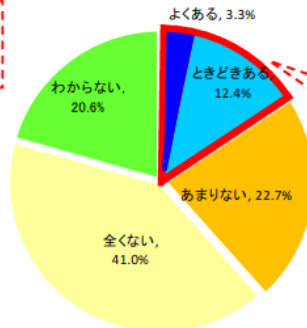
◆ケアマネジャーに聞いた「過去1年間に以下のような経験をしているケアマネジャーについて見たり聞いたりしたことがあるか」

法人・上司からの圧力により、自法人のサービス利用を求められた

本来であればフォーマルサービスは不要と考えていたが、介護報酬算定のため、必要のない福祉用具貸与等によりプランを作成した



約4割



約15%

(例) 歩行補助つえを3年間使用する場合(1割負担の者)
販売価格: 約1万円 レンタル価格: 約1,500円/月

購入する場合

自己負担: 約10,000円

自己負担: 約5,400円
(約150円×36月)

貸与に係る給付費: 約48,600円
(約1,350円×36月)

ケアプラン作成等のケアマネジメントに係る給付費:
約360,000円(約10,000円×36月)

総額: 約414,000円

購入する場合と比べて約40万円以上の費用を要している

※令和2年度予算執行調査によれば、福祉用具貸与のみのケアプランの割合は6.1%

2. 介護保険制度の福祉用具等における現状

(1) 審議会等における論議

財政健全化に向けた建議

令和3年5月21日財政制度等審議会（抄）

Ⅱ. 主要分野において取り組むべき事項

1. 社会保障等

(3) 介護・障害福祉

① 介護

ウ) ケアマネジメントの在り方の見直し

居宅介護支援（ケアマネジメント）については、要介護者等が積極的にサービスを利用できるようにする観点から、利用者負担をとらない例外的取扱いがなされてきた。

しかながら、介護保険制度創設約 20 年が経ち、サービス利用が定着し、他のサービスでは利用者負担があることも踏まえれば、利用者負担を導入することは当然である。

そもそも、制度創設時、ケアプラン作成は「高齢者の自立を支援し、適切なサービスを確保するため、…そのニーズを適切に把握したうえでケアプランを作成し、実際のサービス利用につなぐもの」⁸¹とされていたが、その趣旨にそぐわない実情も見られる。具体的には、ケアマネ（居宅介護支援）事業所の約9割が他の介護サービス事業所に併設しており、「法人・上司からの圧力により、自法人のサービス利用を求められた」という経験を見聞きしたケアマネジャーが約4割いるなど、サービス提供に公正中立性の問題が存在することが窺う。さらに、ケアマネジャーは、インフォーマルサービスだけでなく、介護保険サービスをケアプランに入れなければ報酬を受け取れないため、「介護報酬算定のため、必要のない福祉用具貸与等によりプランを作成した」ケアマネジャーが一定数いることが確認されている。

利用者が自己負担を通じてケアプランに関心を持つ仕組みとすることは、ケアマネジャーのサービスのチェックと質の向上にも資すること、令和6年度（2024年度）に開始する第9期介護保険事業計画期間から、ケアマネジメントに利用者負担を導入すべきである。また、福祉用具の貸与のみを行うケースについては報酬の引下げを行うなどサービスの内容に応じた報酬体系とすることも、あわせて令和6年度（2024年度）報酬改定において実現すべきである。〔資料Ⅱ－1－59〕

81 「高齢者介護保険制度の創設について」（老人保健福祉審議会 平成8年（1996年）4月22日）

2. 介護保険制度の福祉用具等における現状 (1) 審議会等における論議

経済財政諮問会議「新経済・財政再生計画 改革工程表（令和3年12月23日）（抜粋）

社会保障 4. 給付と負担の見直し

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程（取組・所管府省、実施時期） | 22 | 23 | 24 |
|---------|---------|--|----|----|----|
| — | — | <p>62. 介護の軽度者への生活援助サービス・福祉用具貸与に関する給付の在り方等について検討</p> <p>a. 介護の軽度者への生活援助サービス等の地域支援事業への移行を含めた方策について、2019年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、第9期介護保険事業計画期間に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討。</p> <p>b. 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の上限制度の運用の在り方について、速やかに必要な対応を検討。</p> <p>c. 福祉用具貸与の在り方について、要介護度に関係なく給付対象となっている廉価な品目について、貸与ではなく販売とするなど、2020年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、引き続き必要な対応を検討。 《厚生労働省》</p> | → | → | → |
| — | — | <p>63. 医療・介護における「現役並み所得」の判断基準の見直しを検討</p> <p>a. 医療における「現役並み所得」の判断基準の見直しについて、現役との均衡の観点から、2020年の関係審議会のとりまとめを踏まえ関係審議会等において、判断基準や基準額の見直しに伴い現役世代の負担が増加することに留意しつつ、引き続き検討。</p> <p>b. 現役との均衡の観点から介護保険における「現役並み所得」（利用者負担割合を3割とする所得基準）等の判断基準の見直しについては、2019年度の関係審議会における審議結果も踏まえ、利用者への影響等を考慮しながら、第9期介護保険事業計画期間に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討。 《厚生労働省》</p> | → | → | → |

2. 介護保険制度の福祉用具等における現状 (2) 貸与と販売のあり方

令和3年度 利用実態調査の結果

- 令和3年度は利用実態を把握するため、福祉用具専門相談員のモニタリングの実態、長期利用者の状態やケアマネジャーの支援状況等に関する調査研究が実施されており、主に以下のような速報値が確認された。
 - 利用者の要介護度が低い場合は被介護者のADLの維持・向上や生活範囲の維持・拡大のために貸与継続を希望する傾向にある。対して、利用者の要介護度が高い場合は介護負担軽減や介護者の希望により貸与継続を希望する傾向にある。(参考資料1 2ページ)
 - 福祉用具を3年以上利用している者についてみた場合、福祉用具1種のみを利用している者は、要支援～要介護1の割合が多く、また、その場合の要介護度の変化をみると、半数の対象者が維持されている。(参考資料1 4ページ)
 - 福祉用具専門相談員のモニタリングのうち、6割から7割程度が定期的なモニタリングであり、前回実施日から6ヶ月～9ヶ月未満の期間がある。また、利用者や家族等の要請に基づき実施する不定期な訪問(モニタリング)についても1割弱ある。(参考資料1 8ページ、10ページ)
 - 福祉用具専門相談員が福祉用具の使用状況を確認した結果、前回訪問時から変化があった者は2割から3割、使用方法等の指導を行った者は3割から4割程度。(参考資料1 11ページ)
 - 介護支援専門員が福祉用具サービスのみを判断する要因として、サービスの開始時において及び継続時において、共に、利用者の状態を踏まえ他の介護サービスを利用する必要はないと判断している場合が最も多く、次いで、開始時においては利用者の要望による場合、継続時においては介助者の要望による場合が挙げられている。(参考資料1 5ページ)

2. 介護保険制度の福祉用具等における現状 (2) 貸与と販売のあり方

- 更に、（介護予防）福祉用具貸与と居宅介護支援（介護予防支援）のみの利用者や、現在の同一商品の利用期間、希望小売価格について調査したところ、以下のような状態が確認された。
 - 福祉用具の貸与期間の中央値として、歩行補助つえ11ヶ月、手すり12ヶ月、歩行器9ヶ月、スロープ6ヶ月。一方、2年以上使用している者も25%~30%おり、過去の数値（平成23年度検討会報告書）と比べるとその割合は上昇している。（参考資料1 13ページ）
 - 令和3年4月サービス提供分のうち、福祉用具貸与と居宅介護支援のみの者は10.0%、介護予防福祉用具貸与と介護予防支援のみの者は34.8%。（参考資料1 14ページ）
 - 公益財団法人テクノエイド協会が運営している「福祉用具情報システム（TAIS）」に令和4年1月6日時点で登録されている希望小売価格について抽出・分析。（参考資料1 15ページ）

| | 手すり | スロープ | 歩行器 | 歩行補助つえ |
|------------------|----------|---------|---------|---------|
| 平均値 | 107,203円 | 88,973円 | 52,982円 | 11,649円 |
| 中央値 | 83,740円 | 46,550円 | 42,000円 | 9,500円 |
| H23検討会報告書 平均値 | 52,979円 | 68,066円 | 38,756円 | 9,574円 |

2. 介護保険制度の福祉用具等における現状 (2) 貸与と販売のあり方

基本的な視点

- 介護保険制度創設時と比較して、65歳以上被保険者数が約1.7倍（2,165人→3,581万人）に増加する中で、サービス利用者数は約3.4倍（149万人→507万人）に増加しているほか、要支援者や要介護1の認定者は、要介護2以上と比較した場合、増加の割合が大きい。令和3年度介護報酬改定の審議報告等を踏まえ、福祉用具の保険給付の目的（利用者の居宅での自立した日常生活に向けた支援）と介護保険制度の持続可能性の確保の必要性の両方を考慮した上で、現在の要介護者の状態や用具の使用状況、福祉用具専門相談員の支援状況を踏まえて、貸与と販売のあり方について改めて検討する必要があると考えられる。
- また、各種適正化の取組のあり方も検討する必要があると考えられる。なお、福祉用具貸与の種目別の給付費の伸びに着目すると、特に手すりはこの10年で給付費が8倍になっている。
- 介護保険サービスのうち福祉用具貸与のみを利用している場合においても、介護支援専門員の役割等が重要であるため、検討に際しては、ケアマネジメントも留意する必要がある。

特に議論いただきたい点

- 要介護者等の居宅での自立した生活の支援と介護保険制度の持続可能性の確保の両方を考慮して、福祉用具貸与と特定福祉用具販売の整理について、介護保険法施行時と現在の状況等の差異を踏まえ、どのように考えるべきか。また、福祉用具貸与を利用している者に対するケアマネジメントについて、どのように考えるべきか。
- 福祉用具貸与等における販売制度導入を含めた適正化方策について、これまでの取組も踏まえつつ、どのような取組が考えられるか。

2. 介護保険制度の福祉用具等における現状 (2) 貸与と販売のあり方

(参考) 給付費の適性化に向けたこれまでの取組について

【給付額の制限】

- 月平均100件以上の貸与件数がある商品について、「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差 (1 SD)」を福祉用具の貸与価格の上限とする。(平成30年度)

【適切な選定】

- 種目毎に使用が想定しにくい状態や要介護等を示した「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を設定。(平成16年度)
- 住宅改修の事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式を国が示すとともに、複数の事業者から見積もり取得について、介護支援専門員等が利用者に説明の義務化(平成30年度)
- 貸与しようとする商品の全国平均貸与価格を利用者に説明、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示、福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付(平成30年度)

【適正化事業】 (※) 地域支援事業の任意事業として位置づけられている。

- ケアプランの点検として、介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画等の記載内容について、事業者資料提出を求め又は訪問調査を行い、市町村職員等の第三者が点検及び支援を行う。
- 住宅改修等の点検(住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査)として、施工前後の自宅訪問、事業者や介護支援専門員に対する福祉用具の利用状況等に関する問い合わせ等を実施。

【給付種目の制限等】

- 福祉用具貸与のうち、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ等以外の種目については、要支援及び要介護1(自動排泄処理装置(便を自動的に吸引するもの)は要介護2・要介護3も含む)の者は、原則給付の対象外。(平成18年度)

2. 介護保険制度の福祉用具等における現状

(3) 安全な利用の促進、サービスの質の向上

福祉用具の安全な利用の促進、サービスの質の向上の取組について

- 福祉用具の製品安全に関しては、消費者庁や独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）において製品事故に関する注意喚起やメーカー等への対策を求める等の対応が行われており、福祉用具の使用の安全に関しては、公益財団法人テクノエイド協会が「ヒヤリ・ハット情報」等を収集し、その要因の分析を行っている。厚生労働省は消費者庁の事故情報を適宜保険者や関係団体に共有するとともに、令和3年度は事故情報等の収集・活用状況を把握するため、地方自治体・貸与事業者・製造事業者に対する調査等を実施している。
- 介護保険制度の福祉用具給付においては、福祉用具専門相談員を中心とした、福祉用具貸与（販売）事業所による適切な支援（サービスの質）を担保するため、これまでも以下のようなサービスの質の向上に資する取組を随時実施してきたところである。
 - 利用者ごとに個別サービス計画の作成を義務化（平成24年度）
 - 相談員の指定講習カリキュラムを50時間に拡充するとともに、相談員が福祉用具に関する必要な知識の習得及び能力の向上等の自己研鑽を常に行うことを努力義務化（平成27年度）
 - 介護支援専門員の研修カリキュラムにリハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例等を追加（平成28年度）
 - 居宅介護支援の退院・退所加算等に福祉用具専門相談員等の関係職種の間与を明示（令和3年度）

2. 介護保険制度の福祉用具等における現状

(3) 安全な利用の促進、サービスの質の向上

基本的な視点

- 令和3年度介護報酬改定の審議報告にも示されているとおり、福祉用具の安全な利用や福祉用具の事故等に関する再発防止の取り組みを推進するためには、日頃から、関係省庁、市町村、福祉用具貸与（販売）事業所や他の居宅介護サービス事業所、その他関係団体等の関係者間における情報提供や情報共有を強化するなど、更なる効果的な取組みを検討する必要がある。
- サービスの質の向上については、継続的に取り組んでいくとともに、実施されるサービスについても適正な評価等により、PDCAサイクルを担保する必要がある。

特に議論いただきたい点

- 福祉用具貸与等における安全な利用の促進、サービスの質の向上について、どのように取り組んでいくか。特に、事故発生情報の活用や福祉用具貸与事業所等における連携、福祉用具専門相談員の質の向上、事業所におけるサービスの質の向上に向けた取組みについて、どのような事が考えられるか。

- 平成18年度介護報酬改定の答申において、「福祉用具貸与の価格については、同一用具に係る価格差などその実態について調査・研究を行うとともに、これを踏まえ、早急に報酬の在り方について見直しを行い、適正化を図ること」とされた。
- これを受け、福祉用具の報酬の在り方について検討を行うため、平成19年9月～平成23年4月に、全6回にわたり「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」を開催した。

(参考) 本検討会の議論の経緯

| | |
|------------------|--|
| 第1回(平成19年9月3日) | 第39回介護給付費分科会の答申を受け、福祉用具の在り方に関する課題整理と論点を議論 |
| 第2回(平成19年10月22日) | 福祉用具の在り方に関する課題と論点を議論 |
| 第3回(平成19年11月22日) | 当面の課題の論点整理(①いわゆる「外れ値」への対応、②情報提供の方法、③サービスの質の向上、④給付方法の適正化) |
| 第4回(平成21年8月7日) | 第63回介護給付費分科会 |
| 第5回(平成22年7月27日) | 「介護保険における福祉用具サービスの利用実態及び有効性に関する調査結果」に基づき審議 |
| 第6回(平成23年4月25日) | 議論の整理まとめ |

論点1：いわゆる「外れ値」への対応について(一部抜粋)

- 福祉用具貸与の価格については、同一製品であっても平均的な月額と比べて、非常に高額な請求が行われているケース(いわゆる「外れ値」)があることが指摘されている。
- 「外れ値」への対応として、平成21年8月に国保連合会介護給付適性化システムを改修し、介護給付費通知書に福祉用具貸与価格分布状況を掲載して発出できるようにしたところであり、製品毎の貸与価格の分布状況等の把握・分析・公表や、同一製品の貸与価格幅等の通知が保険者(市町村)において可能となっている。
- また、介護給付費通知書と併せて、当該システムの導入により把握される保険者の管内で貸与された製品に関して、製品毎の貸与価格情報(最頻値、平均値、最高値、最低値)について、市のホームページを通じた情報提供を行っている自治体の例がある。
- 保険者(市町村)は、引き続き福祉用具の価格の実態についての公表・情報提供を促進するとともに、分析・検証を行い、給付の適性化のための取り組みを行うことが重要である。また、こうした情報を利用者やケアマネジャーが活用できるようにすることも必要である。
- 今後、保険者(市町村)による介護給付費通知書等の取り組みが全保険者に普及するようさらに推進するとともに、当該介護給付費通知書に対する利用者の反応や介護支援専門員等の意識や行動の変化、福祉用具貸与事業者における対応の変化、福祉用具貸与価格への影響等をさらに検証していく必要がある。

論点2：比較的安価な福祉用具の取り扱いについて（一部抜粋）

- 価格が比較的安価で、軽度者の利用が多く、結果的に長期間の利用となる福祉用具種目については、必要以上の給付が長期にわたって費やされるおそれがあり、貸与という給付方式に馴染まないのではないかという指摘がある。歩行補助つえのように貸与費が一定期間を超えるとその製品の平均小売価格を超えてしまうことは問題であるとの指摘もある。価格が比較的安くメンテナンスの必要性が低いと考えられている歩行補助つえ、歩行器、手すり、スロープがその例示として挙げられている。
- こうした種目について、次のような理由から「貸与から販売への移行」、または「貸与と購入の選制」を導入してはどうかという意見がある。
 - ・ 価格が比較的安くメンテナンスの必要性が低い貸与種目については、必要以上の給付が長期間にわたって費やされているケースがあるのではないか。
 - ・ 貸与の際の手間やコストは商品価格の高低にかかわらずほぼ同じ。貸与種目のうち、価格の安い商品で本人の所有物になっても問題ないものは販売としてもよいのではないか。
 - ・ 福祉用具の導入は初回選定が重要であり、適切に選定相談が行われていれば、利用者責任で使用することとしてもよいのではないか。
 - ・ 利用者の利便性や給付費の効率化・重点化の視点からみて、軽度者が使っているもので、比較的安価なものは販売とした方がよいのではないか。
- 一方、仮に販売制度を導入するとした場合、次のような問題点があると指摘する意見がある。
 - ・ 試用期間、適切な選定、メンテナンス、何かあった時の対応が行える体制など、P D C Aサイクルを担保することができなくなる。
 - ・ 製品の経年劣化や、利用者による不注意な使用、保守点検の不備等による事故が発生すると問題。貸与制度は貸与事業者が保守点検、製品の安全性について責任を持って実施する仕組みになっているが、販売にはそのような仕組みがない。
 - ・ 仮に販売制を導入するとしても、責任の所在の明確化や、利用者や事業者の状況を踏まえた対応が必要である。
- 福祉用具の各種目について、メンテナンスの実施頻度に関する実態調査の結果を踏まえると、貸与種目内において特段の格差は見られず、歩行補助つえ等においても概ね6月に1回のメンテナンスが実施されている。一方、貸与種目と販売種目のメンテナンスの頻度を比較すると貸与種目の方が頻度が高いという結果がみられた。
- なお、「歩行補助つえ、歩行器、手すり、スロープ」について、介護給付費実態調査結果によると、平均貸与期間が平均的な償却期間を超えているのは「歩行補助つえ」のみとなっているが、価格の問題とメンテナンスの必要性の問題とは、次元の異なる議論であることに留意する必要がある。

論点3：専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントの推進について（一部抜粋）

- 福祉用具の利用期間をみると、概ね1年以内が大半であり、全体的な傾向としては、利用者の状態像の変化に応じて適時適切なものが提供されているものと考えられるが、その一方、同じ福祉用具を長期間使用し続けるケースも存在する。
- しかしながら、福祉用具については、他の介護保険給付サービスと異なり、個別サービス計画が位置づけられておらず、個々の利用者の状態増や生活環境に応じた福祉用具の選定の考え方等を客観的に評価し、関係者間で共有するとともに、継続的にモニタリングを行う仕組みが不足しているのではないかと指摘がある。
- しかしながら、福祉用具については、他の介護保険給付サービスと異なり、個別サービス計画が位置づけられておらず、個々の利用者の状態像や生活環境に応じた福祉用具の選定の考え方等を客観的に評価し、関係者間で共有するとともに、継続的にモニタリングを行う仕組みが不足しているのではないかと指摘がある。
- また、福祉用具は、利用者の住環境や退院時の支援、心身の状態等に関する専門的見地を踏まえて選定し、利用者の自立促進、介護負担の軽減等に適切に資するようにすることが重要であり、専門職の役割を明確化するなど、適切なアセスメント・マネジメントの仕組みについて検討する必要がある。

ア. 個別援助計画の位置付け

イ. 専門職（医師、看護職員、作業療法士、理学療法士等）との連携

ウ. サービス担当者会議の充実

エ. 福祉用具専門相談員の質の向上

オ. 介護支援専門員の研修カリキュラムの見直し

結語（一部抜粋）

- 福祉用具の価格、とりわけ、いわゆる「外れ値」の問題への対応については、介護給付費通知書で一定の進展が見られたが、さらなる価格適正化のための情報提供とその活用の努力が必要である。
- 比較的安価な福祉用具の貸与と販売のあり方については、専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントが担保される仕組みの確立とあわせて、引き続き調査・検証を継続していく必要がある。
- 専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントの推進については、個別援助計画の実施状況も踏まえて効果の検証を行いつつ、専門職の関与の具体的な方法や介護報酬のあり方についても継続して検討する必要がある。なお、在宅のみならず、施設入所の際にも専門家の関与の下に相談やメンテナンスが行われる仕組みが必要でないかとの課題も指摘されている。
- 介護保険制度が創設されて以来、福祉用具の利用件数は年々増加しており、福祉用具が身近なものになったといえる。今後も福祉用具が利用者の自立支援を促進し、効果的・効率的に提供されていくためには、価格の動向、サービスの質、福祉用具の効果等について、さらに調査分析を継続していくことが重要である。